

## ○ 鳥取大学大学院連合農学研究科研究生規則

〔平成6年2月18日  
連合農学研究科規則第1号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取大学大学院学則（平成16年鳥取大学規則第56号）第56条の規定に基づき、鳥取大学大学院連合農学研究科（以下「研究科」という。）における研究生に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入学の時期)

第2条 研究生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

(入学資格)

第3条 研究生として入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 博士の学位を有する者
- (2) 前号に準ずる研究能力及び学力があると研究科委員会が認めた者

(出願手続)

第4条 研究生として入学を志願する者は、入学しようとする時期の1月前までに、次ぎに掲げる書類に検定料を添え、研究科長へ願出しなければならない。

- (1) 鳥取大学大学院連合農学研究科研究生入学願書（別紙様式第1号）
- (2) 履歴書（別紙様式第2号）
- (3) 最終学校卒業・修了（見込）証明書
- (4) 研究歴証明書（別紙様式第3号）
- (5) 所属の長の承諾書（別紙様式第4号）
- (6) 写真

(入学の許可)

第5条 研究生の入学は、研究科委員会の議を経て研究科長が許可する。

(研究期間)

第6条 研究生の研究期間は、1年以内とする。

2 前項の研究期間を超えて、なお研究を継続しようとする場合は、事情により許可することができる。この場合においては研究終了の日の15日前までに、次に掲げる書類により願出しなければならない。

- (1) 鳥取大学大学院連合農学研究科研究生研究期間延長願（別紙様式第5号）
- (2) 所属の長の承諾書（別紙様式第6号）

(指導教員の資格)

第7条 研究生の指導教員の資格は、連合農学研究科の主任指導教員資格者及び副指導教員資格者とする。

(退学)

第8条 研究生が、病気その他の事由により退学しようとするときは、退学願（別紙様式第7号）を研究科長に願い出て、許可を受けなければならない。

（検定料，入学料及び授業料）

第9条 研究生の検定料，入学料及び授業料の額は，鳥取大学学生等の授業料その他の費用の額及びその徴収方法を定める規則（平成16年鳥取大学規則第70号）第3条に定める額とする。

2 研究生の授業料は，受入予定期間に応じ3月分に相当する額（3月未満であるときは，その期間分に相当する額）を，当該期間における当初の月に納付しなければならない。

3 現職教育のために任命権者の命により派遣されている研究生については，検定料，入学料及び授業料は徴収しない。

第10条 納付した検定料，入学料及び授業料は，返付しない。

（雑則）

第11条 この規則に定めるもののほか，必要な事項は，研究科委員会の議を経て研究科長が定める。

附 則

この規則は，平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成16年5月14日連合農学研究科規則第8号）

この規則は，平成16年5月14日から施行し，改正後の鳥取大学大学院連合農学研究科研究生規則の規定は，平成16年4月1日から適用する。